

事務連絡
平成21年7月1日

各国公立大学
各指定教員養成機関
各養護教諭養成機関
教職課程担当者 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課

教職実践演習における履修カルテの作成・活用例について

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第34号）」により、平成22年度以降の新入生の教職課程の「教職に関する科目」として、「教職実践演習」が新設されました。

当該科目は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものです（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第6条表備考第11号）。

このため、「教職実践演習の実施にあたっての留意事項（平成20年10月24日課程認定委員会決定）」においては、教職実践演習の授業方法については、「学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握し、それを踏まえた指導を行うことにより、不足している知識や技能等を補うものとする」としています。

その前提として、具体的には、学生のこれまでの教職課程の履修履歴を把握するための「履修カルテ」を作成し、それを踏まえた指導を行う体制を備えることが必要になります（この点については、平成20年11月28日付け事務連絡「教職実践演習の新設に係る課程認定申請等について」における教職実践演習の申請のためのシラバス及び教職実践演習の進め方及びカリキュラムの例で示しているところです。）。

当該「履修カルテ」の作成例及びその活用方法の例について、課程認定委員会で議論の上、別添のとおり作成しましたのでお送りいたします。

各教職課程を有する大学におかれましては、これらについても参考の上、学生の教職課程の履修履歴の把握及びそれを踏まえた指導に努めていただければと思います。

なお、履修カルテの取組及びそれを踏まえた指導の実施状況については、今後、課程認定大学実地視察における視察事項とするとともに、適宜、実態把握のための調査等をお願いする予定です。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課 免許係

(内線：2451、2453)

電話：03-5253-4111 (代表)